

障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

事業主は障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により、障がい者を5人以上雇用する事業所においては、従業員の中から障害者職業生活相談員を選任し、その者に障がい者の職業生活に関する相談と指導を行なわせなければなりません。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 長野支部では、この相談員の資格を取得するための講習を次のとおり開催しますのでご案内申し上げます。講義科目をすべて受講した方には修了証書が交付されます。なお今年度は意見交換会は任意受講科目となります。

※昨年度の意見交換会の内容を参考に申込みをお願いします。

日時・場所

第1回	令和6年9月25日(水)～26日(木) 第1日 9:30～14:50(講義) 15:00～16:45(意見交換会) 第2日 9:00～16:30(講義)	ポリテクセンター松本 (長野職業能力開発促進センター 松本訓練センター) 松本市寿北7-17-1 (TEL 0263-58-2905)
第2回	令和6年11月12日(火)～13日(水) 第1日 9:30～14:50(講義) 15:00～16:45(意見交換会) 第2日 9:00～16:30(講義)	ホテル信濃路 長野市岡田町131-4 (TEL 026-226-5212)

受講対象者 相談員として選任が予定されている方又はすでに選任されている方であって、この講習を受けたことのない方。(公務部門の方及び個人でのお申し込みは受け付けておりません。)

定員 各会場 60人 **受講料** 無料

申込方法 JEED 長野支部ホームページの「受講申込書」をダウンロードし、Eメールにてお申込みください。

※メールでの申込みの場合 報告件名【 認定講習 】でお願いします。
(受講希望者が複数いる場合、受講優先順位を記入の上、お申込みください。)

申込期限 松本会場 令和6年7月26日(金)
長野会場 令和6年8月9日(金)

受講の可否 申込みをされた事業所の受講理由や必要性等を勘案し、受講決定可否の判断をします。定員を超える申込みがあった場合など、人数調整の上、受講をお断りすることがあります。受講を認められた方には、講習の約3週間前に「受講決定通知書」を郵便にて送付します。受講決定通知書は、講習当日、受付に提示してください。

申込先 〒381-0043 長野市吉田4-25-12
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
長野支部 高齢・障害者業務課 (担当：宮崎・北村)
TEL 026-258-6001 E-mail: nagano-kosyo@jeed.go.jp

障害者職業生活相談員資格認定講習 意見交換会

障害者職業生活相談員資格認定講習のカリキュラムの中では任意受講科目として意見交換会を取り入れています。

意見交換会の目的は、参加者の皆様が障がい者の雇用管理について日頃感じている思いや疑問、悩み等を情報交換することで、安心や共感さらには課題解決への糸口を掴むきっかけとしていただくものです。

職務の切り出し方や社内支援体制・問題が起きたときの対処方法など、他社の取組み事例の収集も可能です。

《意見交換会の基本的な流れ》

自己紹介

- ・ 自社の障がい者雇用の状況
【身体 名、知的 名、精神 名】
- ・ 障がい者の業務内容
【障がい者がどのような仕事をしているか】
- ・ 参加者と障がい者との係り 等

【例】グループ討議

- ・ 採用方法や労働条件について(助成金の活用など)
- ・ 職場定着のための支援方法、職域拡大について
- ・ 問題が起きたときの対処について
- ・ 学校・福祉・専門機関との連携について
- ・ 支援者のスキルアップについて
- ・ 課題(困っていること) など。

☆昨年参加者からの感想

- ・ 他社の取組みや課題への対応方法等を知ることができ、とても参考になった。
- ・ 他社の担当者と情報共有ができ、今後の業務に活かしていきたい。
- ・ 特別支援学校の進路担当の先生や、就労支援機関の経験のある支援員等も参加され、色々なアドバイスをいただき、課題の解決につながるヒントになった。